

瀬戸市職員の初任給、昇格、昇給等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成 29 年 3 月 31 日

瀬戸市長 伊藤保徳

瀬戸市規則第 4 号

瀬戸市職員の初任給、昇格、昇給等に関する規則の一部を改正する規則

瀬戸市職員の初任給、昇格、昇給等に関する規則（昭和 39 年瀬戸市規則第 7 号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後		改正前	
別表第 7 休職期間等調整換算表（第 19 条関係）		別表第 7 休職期間等調整換算表（第 19 条関係）	
事由	引き続き勤務しない期間についての換算率	事由	引き続き勤務しない期間についての換算率
条例第 25 条第 1 項の休職及び公務上の負傷若しくは疾病又は通勤（地方公務員災害補償法（昭和 42 年法律第 121 号）第 2 条第 2 項に規定する通勤をいう。）による負傷若しくは疾病による休暇 <u>瀬戸市職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成 7 年瀬戸市条例第 3 号）第 11 条の介護休暇</u>	3 / 3 以下	条例第 25 条第 1 項の休職及び公務上の負傷若しくは疾病又は通勤（地方公務員災害補償法（昭和 42 年法律第 121 号）第 2 条第 2 項に規定する通勤をいう。）による負傷若しくは疾病による休暇	3 / 3 以下
<省略>	<省略>	<省略>	<省略>
地方公務員法（昭和 25 年法	2 / 3 以下	地方公務員法第 55 条の 2 第	2 / 3 以下

律第261号) 第55条の2 第1項ただし書の許可を受け た場合	1項ただし書の許可を受けた 場合	
	勤務時間条例第11条の介護 休暇	1/2以下

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則による改正後の瀬戸市職員の初任給、昇格、昇給等に関する規則の規定は、公布の日以後の介護休暇の期間について適用し、同日前の介護休暇の期間については、なお従前の例による。